

## 議案第10号

### 鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条

第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3章 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（第22条—第33条）</u></p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 <u>雑則（第40条—第44条）</u></p> <p>附則</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、<u>鳥取県</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 <u>鳥取県情報公開審査会（第22条—第27条）</u></p> <p>第4節 <u>審査請求に係る調査審議の手續（第28条—第33条）</u></p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 <u>雑則（第40条—第43条）</u></p> <p>附則</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 実施機関は、前2項の規定による通知をした場合は、<u>鳥取県</u></p>

情報公開・個人情報保護審査会にその旨を報告しなければなら  
ない。

(審査会への諮問等)

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったと  
きは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開・個  
人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

### 第3章 鳥取県情報公開・個人情報保護審査会

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開・個人  
情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 略

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第

情報公開審議会にその旨を報告しなければならない。

(審査会への諮問等)

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があったと  
きは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審査  
会に諮問しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

### 第3節 鳥取県情報公開審査会

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審査会  
（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 略

1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 個人情報保護法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(組織)

第23条 審査会は、委員 7 人以内 で組織する。

(合議体)

第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員 3 人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務（以下この条において「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3～8 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(組織)

第23条 審査会は、委員 5 人以内 で組織する。

(合議体)

第26条 略

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員 3 人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号及び第2号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3～8 略

#### 第4節 審査請求に係る調査審議の手続

##### (審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第2条第1項第1号ア若しくはイに掲げる機関若しくは法人又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下これを「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書、保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

##### 2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等に記

##### (審査会の調査権限)

第28条 審査会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

##### 2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情

録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求（第18条の3第1項又は公文書条例第18条に規定する審査請求に限る。次条及び第30条において同じ。）に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料若しくは意見書又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定による主張書面若しくは資料（以下これらをこの条において「資料等」という。）が提出されたときは、その写しを当該資料等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他の必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあるとき、認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

(意見の陳述)

第29条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べ機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審査請求に係る事件に関し、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は意見書を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

(意見の陳述)

第29条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

## 2・3 略

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料（以下この条において「主張書面等」という。）が提出されたときは、その写しを当該意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等又は主張書面等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第31条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第22条第3号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

## 2・3 略

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第31条 この節の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。



(雑則)

第33条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

#### 第4章 略

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、第2章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

(雑則)

第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

#### 第3章 略

(特定出資法人による文書等の開示)

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

<p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 略</p> <p>第44条 前条の規定は、<u>県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。</u></p>	<p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 略</p>
<p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p> <p>第2条 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>目次</p> <p>第1章 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p>

<p>第2章 個人情報の保護</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u> (第18条—第27条)</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 罰則 (第30条)</p> <p>附則</p>	<p>第2章 個人情報の保護</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>鳥取県個人情報保護審査会</u> (第18条—第27条)</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 罰則 (第30条—第32条)</p> <p>附則</p>
<p>第2節 <u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問</u></p> <p>(鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問)</p> <p>第18条 <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問及び法第129条の規定による諮問は、情報公開条例第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)にするものとする。</u></p>	<p>第2節 <u>鳥取県個人情報保護審査会</u></p> <p>(設置等)</p> <p>第18条 <u>次に掲げる事務を行うため、鳥取県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>(1) <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u></p> <p>2 略</p>

第19条から第27条まで 削除

(組織)

第19条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第21条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、

その職務を代理する。

(合議体)

第22条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、第18条第1項各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3名をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第18条第1項第1号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。

3 総会及び部会は、会長が招集する。

4 総会は、会長が議長となる。

5 総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。

8 審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報であって、諮問を受けた審査請求に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれて

いる情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第25条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第78条の規定にかかわらず、審査会は、第23条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査関係人（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又

は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### (調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第18条第1項第2号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

#### (雑則)

第27条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、審査会が定める。

第30条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



第31条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者  
にも適用する。

第30条 略

第32条 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）第22条の規定により設置されている鳥取県情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）は、第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例（以下「改正後情報公開条例」という。）第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年2月6日までの間に任命される委員の任期は、改正後情報公開条例第24条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の鳥取県個人情報保護条例（以下「改正前個人情報保護条例」という。）第18

条第1項の規定により設置されている鳥取県個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）にされている諮問は、新審査会にされた諮問とみなす。

2 旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る改正前個人情報保護条例第20条第5項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第5条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認情報の保護に関する審議会)	(本人確認情報の保護に関する審議会)

<p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）</u>第22条の規定により設置された<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）</u>第18条第1項の規定により設置された<u>鳥取県個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>				
<p>（鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正）</p>					
<p>第6条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。</p>					
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 1122 922 1989">改正後</th> <th data-bbox="863 257 922 1115">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="927 1122 1366 1989"> <p>（<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等</u>）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> </td> <td data-bbox="927 257 1366 1115"> <p>（<u>鳥取県情報公開審査会への諮問等</u>）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>（<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等</u>）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>（<u>鳥取県情報公開審査会への諮問等</u>）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	
改正後	改正前				
<p>（<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等</u>）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>（<u>鳥取県情報公開審査会への諮問等</u>）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p>				

## (鳥取県附属機関条例の一部改正)

第7条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td>           (1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項            (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項         </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略	略	鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項 (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県個人情報保護審査会</td> <td>           (1) 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項各号に掲げる事項            (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項         </td> </tr> <tr> <td>鳥取県情報公開審査会</td> <td>鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略	略	鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項各号に掲げる事項 (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項	鳥取県情報公開審査会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項	略	略
名称	調査審議する事項																		
略	略																		
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項 (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項																		
略	略																		
名称	調査審議する事項																		
略	略																		
鳥取県個人情報保護審査会	(1) 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第18条第1項各号に掲げる事項 (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項																		
鳥取県情報公開審査会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条各号に掲げる事項																		
略	略																		

